

**香川県条例第64号**

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																											
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1・2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     (1) 略                      (2) <u>法第4条第3項</u>の規定による公表                      (3)・(4) 略                      (5) <u>法第19条第2項</u>の規定による報告の徴収及び立入検査                      (6) <u>政令第4条第3項</u>の規定による協議                      (7) <u>政令第4条第4項</u>の規定による報告                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">4～55 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町	1・2 略			3 略		略	(1) 略 (2) <u>法第4条第3項</u> の規定による公表 (3)・(4) 略 (5) <u>法第19条第2項</u> の規定による報告の徴収及び立入検査 (6) <u>政令第4条第3項</u> の規定による協議 (7) <u>政令第4条第4項</u> の規定による報告			4～55 略			<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1・2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      (1) 略                      (2) <u>法第4条第2項</u>の規定による公表                      (3)・(4) 略                      (5) <u>法第19条第1項</u>の規定による報告の徴収及び立入検査                      (6) <u>政令第3条第3項</u>の規定による協議                      (7) <u>政令第3条第4項</u>の規定による報告                 </td> <td style="text-align: center;">丸亀市 善通寺市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4～55 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町	1・2 略			3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>法第4条第2項</u> の規定による公表 (3)・(4) 略 (5) <u>法第19条第1項</u> の規定による報告の徴収及び立入検査 (6) <u>政令第3条第3項</u> の規定による協議 (7) <u>政令第3条第4項</u> の規定による報告		丸亀市 善通寺市	4～55 略		
事	務	市 町																										
1・2 略																												
3 略		略																										
(1) 略 (2) <u>法第4条第3項</u> の規定による公表 (3)・(4) 略 (5) <u>法第19条第2項</u> の規定による報告の徴収及び立入検査 (6) <u>政令第4条第3項</u> の規定による協議 (7) <u>政令第4条第4項</u> の規定による報告																												
4～55 略																												
事	務	市 町																										
1・2 略																												
3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>法第4条第2項</u> の規定による公表 (3)・(4) 略 (5) <u>法第19条第1項</u> の規定による報告の徴収及び立入検査 (6) <u>政令第3条第3項</u> の規定による協議 (7) <u>政令第3条第4項</u> の規定による報告		丸亀市 善通寺市																										
4～55 略																												

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。